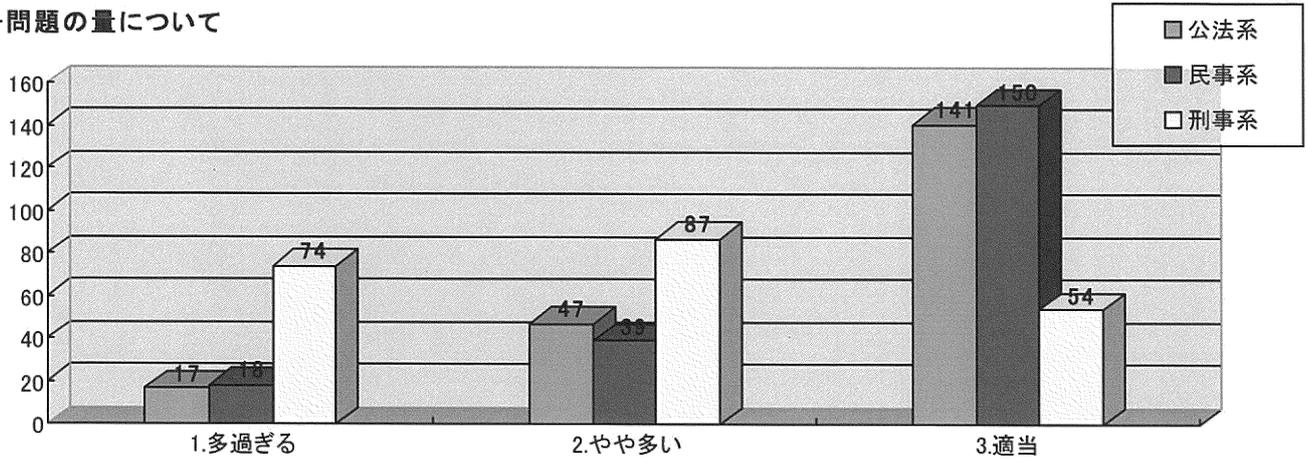


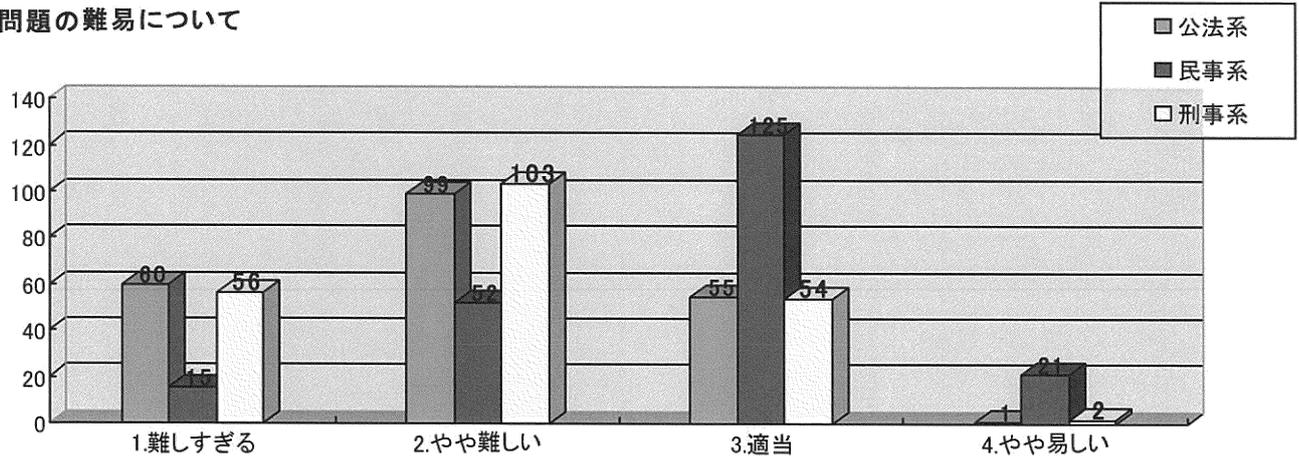
# 第6回 新司法試験に関するアンケート集計結果

## (1) 短答式試験についてのご意見

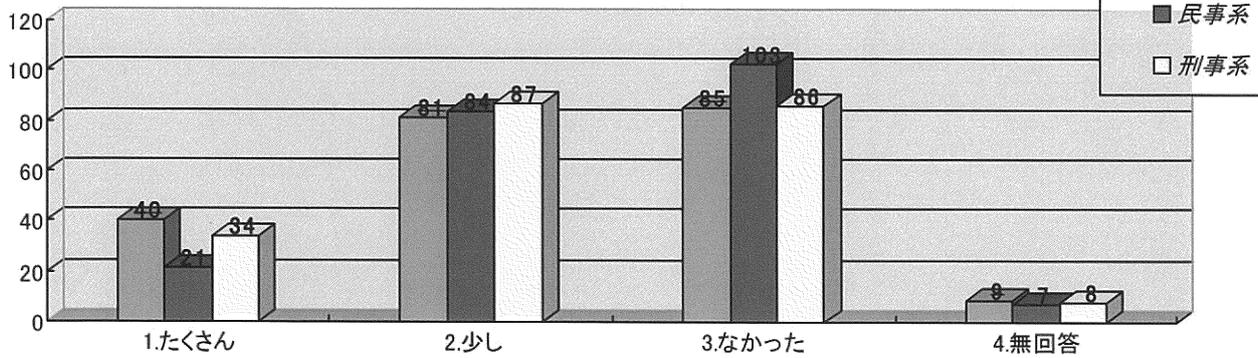
(1)-a-問題の量について



(1)-b-問題の難易について



(1)-c-法科大学院の講義で学ばない条文や裁判例の知識を問う出題があったか



どのような条文・裁判例ですか

(1)-c-公法-text

行審法、行政組織法

憲法統治

特別権力関係

憲法の判旨

憲法の統治全般

行政組織法

百選記載外の判旨部分が大量に出ていた。

地方自治法関係

全科目に共通することが、法科大学院で学んだものが直接出るといことの方が少ないであろう。

地方自治法(33問・40問)・審議会(39問)等

平成20年より後の新しい判例

憲法では設問のテーマについては講義で学んでいたが、個別の肢は多数学ばないものがありました。(大日本帝国憲法下での国の責任等)。また、地方自治法の問題や行政法では39・40問は設問テーマそのものを学んでいません。

訴えの利益(行政法)

廃棄物に関する判例

統治系

個別判例の細かい表現

地方自治法

判旨の細かい部分を問う問題

行政法の不服審査とか

審議会に関わる部分

統治、情報公開

地方自治法系の細かい条文

特別権力関係論(もはや死んだ議論を実務家登用試験で出すとはヤキが回ったのかとさえ思う。)

手続等の細かい条文知識は自習で補っている

行政法は全般

最新判例

学説(憲法)

行政組織に関する問題

行政法全般(論文)

第7問の(ウ)百選の文言こえる文言を出題するのはやめてほしい

統治や行手法の細かい条文

地方自治法242条の2、国家行政組織法はコアカリキュラムにも記載されていない条文でした。

細かな裁判例等

行政法多数

国民投票法

行政法関係(細かい)

最近の判例と行政作用法の裁判例と条文で、あまり意識しない部分を問うていたと感じた。

国家行政組織法の審議会についての条文

行政仕組法関連

住民訴訟関連

行政法判例が多い

講義では学びきれない条文・判例はたくさんあり、独学で補わざるを得なかった。どこまでが講義で学んだものかは分からない。

択一プロパーの条文・裁判例

公害防止協定の判例(行)

判例の細かい言い回しの違い

最新判例、行政組織法等

### *(1)-c-民事-text*

会社法

親族・相続

民訴の考えさせる問題。

解散(47問)・登記事項(51問)・手形・小切手(54・55問)

手形・小切手の問題

会社法・責任の免除の同意

会社法

弁済による代位など

親族、相続

民事訴訟法

民訴の上訴とか

民訴の手続き、規則

商法・手形法の条文

手続等の細かい条文知識は自習で補っている

弁済による代位

清算関係(会477など)

マイナーな条文(特に手続法)

民・商・民訴の細かい条文

細かな裁判例等

商法多数

持分会社など

会社法関係(細かい)

会社法の細かい手続に関する条文

家族法分野、商法の交互計算

会社の清算等

家族法分野

民法以外にちらほら

講義では学びきれない条文・判例はたくさんあり、独学で補わざるを得なかった。どこまでが講義で学んだものかは分からない。

持分会社に関する条文

択一プロパーの条文・裁判例

会社法の手続に関する条文

会社法条文そのものの暗記

### (1)-c-刑事-text

保釈の要件等

マイナーな犯罪(短答式において)

執行猶予

保釈など

刑事訴訟法の手続等

性的自由に対する罪、危険運転致死等罪など

刑訴は、権利保釈などがかなり細かった

保釈、執行猶予

執行猶予(12問)・両罰規定(14問)・刑法の適用(20問)・保釈(28問)・裁判員裁判(31問)

裁判員・即決裁判など

保釈・30問・33問等、何かしらかつてはいましたが、問題(各肢)に答えられるほどのことは学んでいません。

刑訴、権利保釈etc

裁判員裁判関係

裁判員法

科刑の処理

保釈、執行猶予

行政法に基づく刑罰

刑訴の上訴再審

刑訴の手続き

事務的な内容

手続についての条文、判例

細かい事項に関する条文(と運用)

細くは覚えていない。

手続等の細かい条文知識は自習で補っている

保釈系、新制度がらみ

細かい手続規定

刑訴の手続条文(規則)

通信傍受法

論文以外の手続法

保釈、裁判員法

通信傍受法など

即決裁判、略式、権利保釈事由

刑・刑訴の細かい条文

細かな裁判例等

刑訴手続関係

再審など

刑法関係(わいせつ系が多い)

控訴、再審などの分野

少年法関係、即決裁判手続

刑法各論の細部

講義では学びきれない条文・判例はたくさんあり、独学で補わざるを得なかった。どこまでが講義で学んだものかは分からない。

裁判員関連

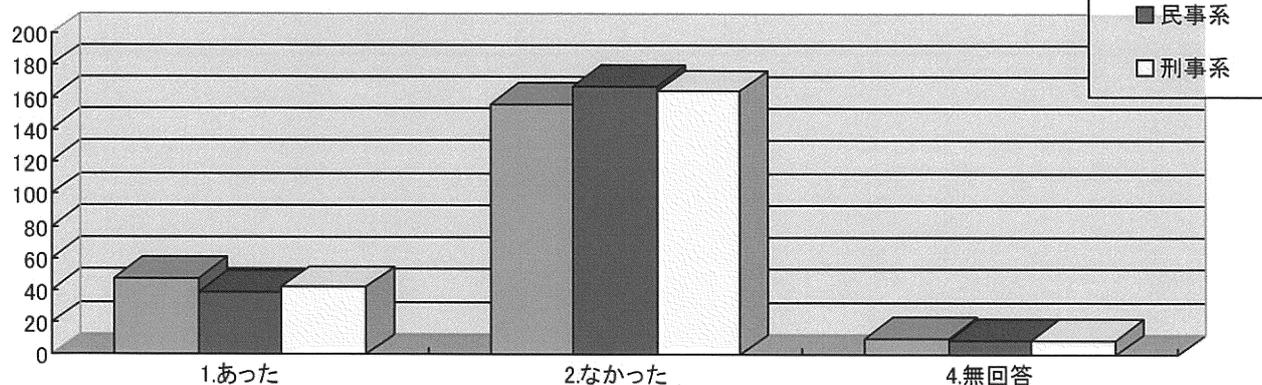
択一プロパーの条文・裁判例

刑事訴訟法の手続きに関する条文

少年法関係

保釈の条文知識とあてはめを細かく聞く問題があった。

### (1)-d-法科大学院教育とかけ離れた出題はあったか



### どんな出題ですか

#### (1)-d-公法-text

少なくとも論文に関してはない。

憲法統治、憲法最新判例

特別権力関係

最近の重要判例は修了生にとって酷だと思います。

基本知識の確認というよりは、細かい知識・文言についての正誤を問うような問題が他の分野に比べて多いように感じます。

判例の細かい文言

行政法、立法論(設問の最後)

会社法の細い条文

行政法の立法について

全科目に共通することが、法科大学院で学んだものが直接出るといことの方が少ないであろう。

特別権力関係(2問)・憲法概念(13問)・主権(14問)・地方自治法(33問・40問)・審議会(39問)

行政組織や地方自治を問う問題、大日本帝国憲法下の状況を問う問題

行政法の立法論

憲法が重箱の隅をつつくような問題だった。

出題数が多すぎるために重箱の隅をつつくような問題が多すぎる。

例えば第26問(行政法)のような、判例の立場をさらに展開させる出題内容

行政法の条例案を問う問題

判例名・年月日だけを挙げてその事件についての理解を問うより(行政法の設問であったように)判例の一部を抜粋して引用した上でその理解を問う出題の方が望ましいと思われる。

判例条文知識を4肢5肢問、1つでも違えば1点0点にするという出題。判例条文を覚えることが中心になってしまい、知識偏重になってしまうと思うから、判例条文から考えることが求められる法科大学院教育とは離れていると思う。

行政法上の細い条文等

特別権力関係論(もはや死んだ議論を実務家登用試験で出すとはヤキが回ったのかとさえ思う。)

出題形式に問題があると思う。判例の年月日のみかかれても同じジャンルの判例がある場合、どの判例を指しているのわからないから、その判例の趣旨を前提とした設問に答えるのは難しい。もちろん想像はできるが、確実性をもって論理的に答えられない。判例の年月日を記憶しろという意向であろうか。

行政法の立法論を出題するのは酷すぎる。

授業で全くあつかわれぬ分野からの出題

刑訴であれば「権利保釈」など細い規定の知識を問うものもありましたが、受験生であれば知っておくべきなので特に問題はないと思います。

憲法、行政法共に試験問題を解くという所まで行っていないのではないかと思います。

特別権力関係(第2問)

行政法の誘導が意味不明すぎる。全体として問題の量が多すぎ思考する時間がない。ただの論点はき出し試験が司法試験ですか。

行政法の設問3

判例の細かな言い回し

(1)-d-民事-text

少なくとも論文に関してはない。

全体的に事務処理能力を問う傾向が強くなっており、1つを掘り下げるというローの授業とは離れすぎている印象を受けた。

手形・小切手

後見(33問)・解散(47問)・登記事項(51問)・交互計算(53問)・手形・小切手(54問・55問)

手形・小切手

会社法に少し細かい条文が

株式会社の登記事項について「取締役の」氏名及び住所を不適切としてひっかける問題

出題数が多すぎるために重箱の隅をつつくような問題が多すぎる。

手形・小切手

民事訴訟法は、講義とのレベル差が大きい

行政法上の細かい条文等

複数訴訟は手が回りにくく、厳しい(民訴訟)

会社の解散、会社の登記事項

刑訴であれば「権利保釈」など細かい規定の知識を問うものもありましたが、受験生であれば知っておくべきなので特に問題はないと思います。

行政法の誘導が意味不明すぎる。全体として問題の量が多すぎ思考する時間がない。ただの論点はき出し試験が司法試験ですか。

会社法

会社法の細かい手続を問う出題

会社法論文、計算の問題

理論と実務の架橋ということで、要件事実の理解を問う問題がなかった。「反論」をそのような意味で捉えるべきなら明示して欲しい。

会社法条文そのものの知識

法科大学院では民事系の方が刑事系より実務的な教育がなされる気がしたが、短答では刑事系が実務的な問題であった。

(1)-d-刑事-text

少なくとも論文に関してはない。

罪数

刑事訴訟法の手続等

全体的に事務処理能力を問う傾向が強くなっており、1つを掘り下げるというローの授業とは離れすぎている印象を受けた。ただし、昨年と異なり、「判例のみ」ではなく、学説も問うようになったことは評価できる。判例だけではローの授業の意味がない。

刑訴:業務プロパ(原本書にあまり記されていない条文問題)

告訴権者、即決裁判

パズル問題(4問・7問・36問)・両罰規定(14問)・刑法の適用(19問)・告訴(22問)・弁解録取書の記載(23問)・保釈(28問)・冒頭手続(30問)

保釈・30問・39問など。刑事訴訟法は33、39問目のような手続きの問題はあまり法科大学院では扱われなかったように思います。

実務的な手続が多すぎる。法解釈の問題が少ない。

刑法の適用範囲、執行猶予、裁判員制度

裁判員制度について答えさせる問題

出題数が多すぎるために重箱の隅をつつくような問題が多すぎる。

即決裁判手続、被害者救済制度

告訴権者、即決裁判

行政法上の細かい条文等

細かい事項に関する条文(と運用)

刑事訴訟法の細かい手続

通信傍受法

刑訴の実務向けの手続条文問題

刑訴であれば「権利保釈」など細い規定の知識を問うものもありましたが、受験生であれば知っておくべきなので特に問題はないと思います。

パズル系

難解ではないものの、パズル型の問題が多かった。

行政法の誘導が意味不明すぎる。全体として問題の量が多すぎ思考する時間がない。ただの論点はき出し試験が司法試験ですか。

両罰規定など

かけ離れたとまでいえるか否かはわからないが、刑事訴訟法の保釈に関する問題は実務色が少々強いと感じた。

出題ミスなんて想定できない。

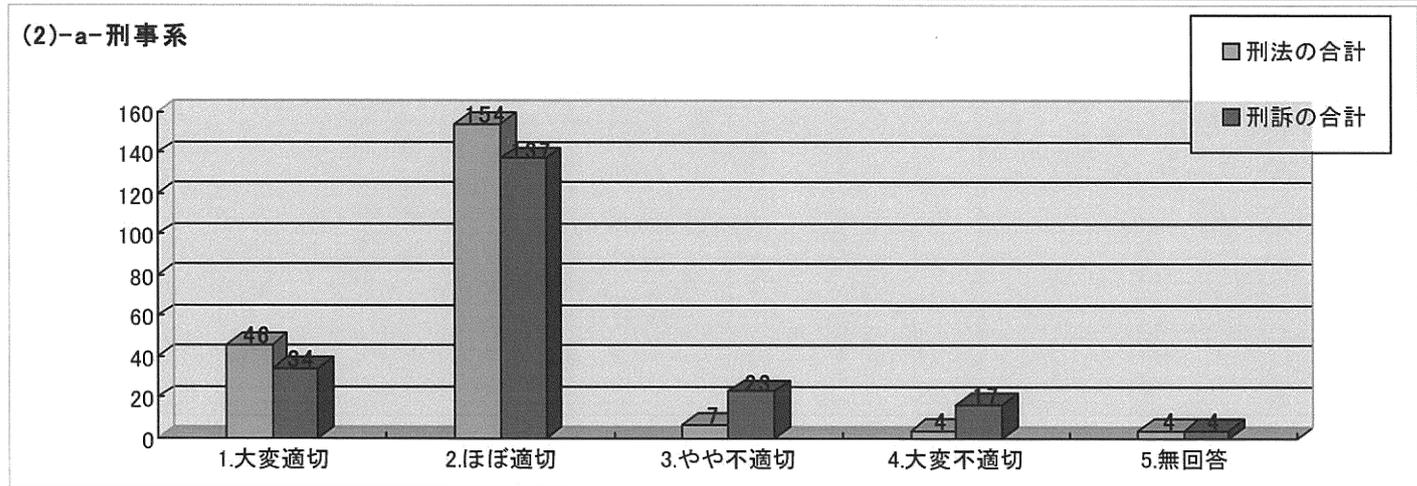
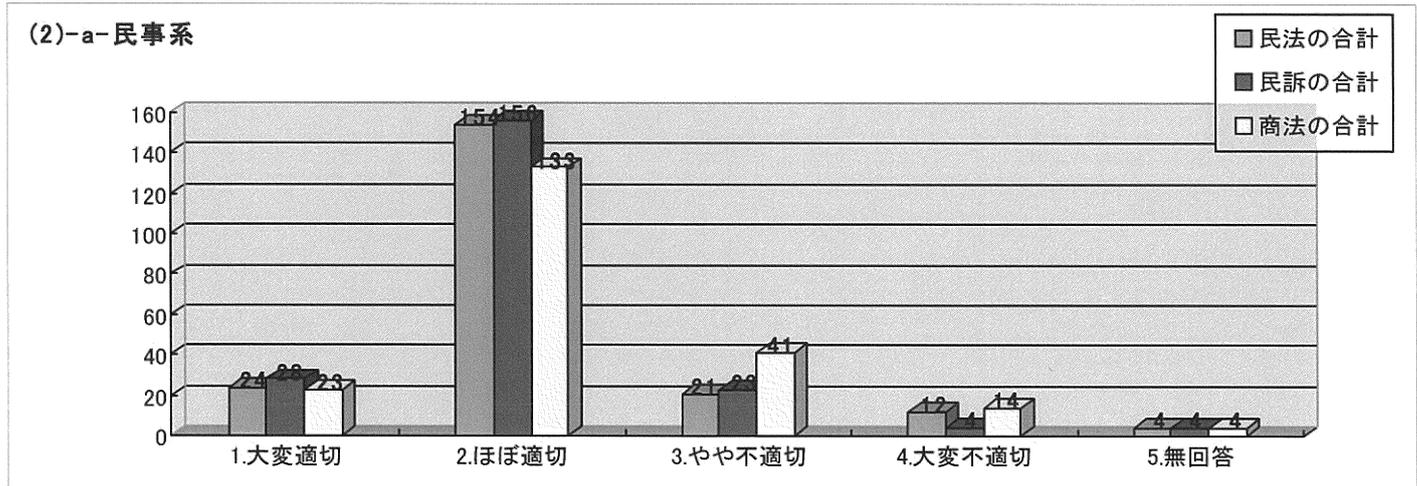
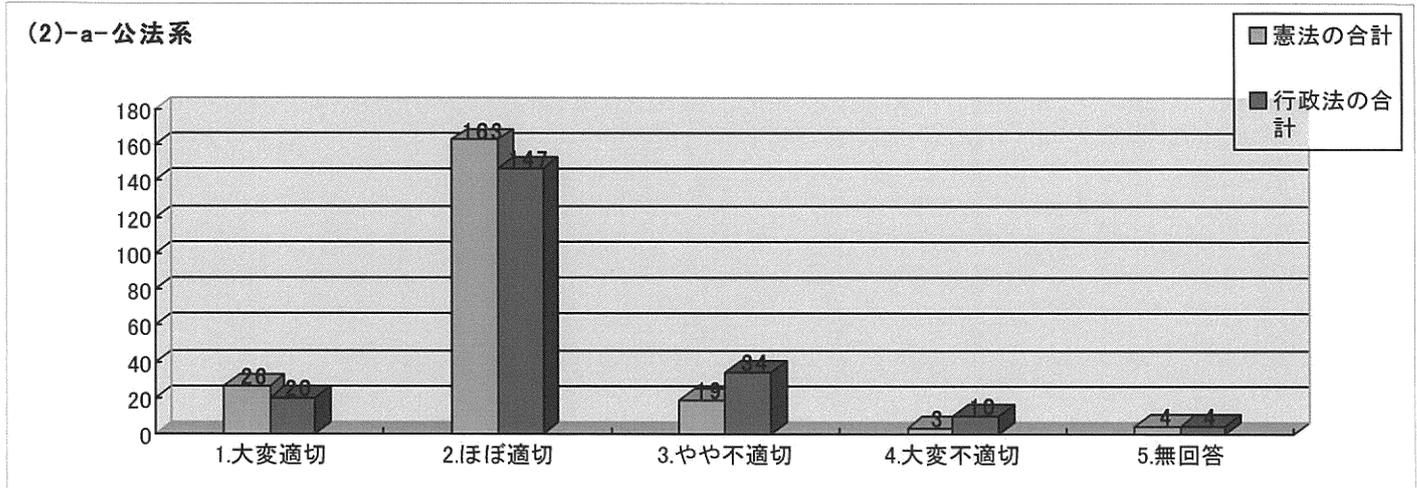
告訴について細かく問うていた

法科大学院では民事系の方が刑事系より実務的な教育がなされる気がしたが、短答では刑事系が実務的な問題であった。

保釈の条文知識とあてはめを細かく聞く問題があった。

## (2) 論文試験(必須科目)についてのご意見

### (2)-a- 出題形式が科目の融合問題や大問と小問の区分けなど適切かについて



### (2)-a-具体的にはどのようなことですか

明らかに違う質の出題

問題文と論点が多すぎる

憲法と行政法の区切りがわからない

何を問うているのかよく分からない

会社:もう少し小問で分けてほしかった

民法:「広く浅く論点についての知識を問う」とおり、従来までのアナウンスと全く矛盾した問題形式であり、大変不適切

行政法は設問3において弁護士の会話の指示が設問の問い方とマッチしておらず、どの程度どのように解答すべきか分かりませんでした。民法は小問の中に論拠や請求額や反論を記載することが求められ、分量が多すぎました。商法は民事系第2問ということでしたが、設問1(1)の法律関係について論じる際に民法上の記載もすべきか分かりませんでした。商法上の法律関係と限定されていない以上は民事上の法律関係についても書くことが問いに答えることになると思うのですが。

## (2)-a- 出題形式が科目の融合問題や大問と小問の区分けなど適切かについて

小問が多すぎる

行政法・民法は問題量が多すぎでした。事案を読み込んで、試験委員が求めているといわれる事実を的確に拾い出し評価するという作業をしようとしたら、完全に時間が間に合いませんでした。このような問題量では、結局は何も考えないで論証等を暗記したことを吐き出した人が満遍なく設問に回答できて良い点がつくことになり、よく考える人は時間がなくなり途中で混乱して点数が伸びないのではないかと思います。また、商法は融合していないのかしているのかわかりませんでした。結局、「民事系〇問」ではなく「商法」のように科目ごとの出題にした方がよいのではないのでしょうか。民事訴訟法も分量が多く、暗記した人が点数がつくのではと思いました。刑事訴訟法も求めている問題が多すぎると感じました、やはり論証を暗記して深く考えない人に点数がついてしまうのではと思いました。昨年問題についても実務家の派遣検察官の先生も設問2だけで2時間の分量ではないかと話していました。実務家の感覚からみても分量が多いということは、出題に問題があるのではないのでしょうか。

行政法について、いわゆる誘導が誘導になってない。不要だと思う。

小問形式にしてもらいたかったです。

行政法誘導が難しい、問題が多い

訴文の方法の選択で、行政法との融合問題かと思わせる問題があった。

時間と解答の量のバランスがとれていない

民法、行政法、刑事訴訟法、商法は設問の分量が多すぎる。設問を読み事案を把握するだけでも相当の時間がかかり、2時間では解答が困難である。論理的思考力や事実認定において表面的な記載しかできない。

行政法第2問:誘導文と設問の区切りの対応の有無がそもそも不明。刑訴→設問2は設問1の適応性との関係も求めているか

問題数(論点)が多過ぎる

論じるべきことをもう少し設問で限定して欲しい。(設問1)

誘導がかえって問題をわかりにくくしている。設問で問うていることと、少しズレさを感じる。

書くことが多過ぎる。

区切りが分かりづらい

誘導が多すぎて逆に思考が窮屈になった。

憲法科目で行訴法を、逆に行政法科目で憲法論をどれだけすれば良いか不明確

商法:小問区分けがなされていない。それゆえ、点数の配点がわからない。

会社法の問題の区分けが不明確

商法については点数配分を書いて欲しい。行政法は問題数が多い。刑訴は若干問題が漠然としていて論点の量が多い。

点数配分の有無をはっきりしてほしい

(商)配点をつけなかったためか、①～③をしていた。

説明の区分けがあいまい

分量が多すぎ、考える時間がない。これなら短答式で十分。

憲法に行政法の訴訟選択の様な問題を出題したこと、配点が書かれていないこと。

配点が不明

2時間という制限時間内で解答できないほど小問が多いもしくは細かい。

実務での貢献の程度に疑問を感じる

憲法の訴訟選択についての設問は意図を図りかねた、形訴は要素が多過ぎる。

小問の区分けが多い。誘導も多すぎる

行政法につき、立法論を展開しろといわれて戸惑った。但し、憲法等でやっているといわれれば反論できない。民法につき、建物の引渡と不法行為の発生時期を誤認した。時系列順にしてほしい。

設問の量が多過ぎて全てに完全な検討と答案作成は時間内に不可能

商法:設問が端的すぎ、分量も不明。刑訴:捜査(設問1)が重い。

答えるべきことが明らかに増加したと感じた。

問い方が、わかりにくい。

問題(小問)の数、書く量が時間の割に多いと感じた。加えて、民法は設問(大問)ごとに前提事情が異なっていたため(特に2と3)時間のないなか混乱してしまった。

特に行政、民法、刑訴では小問が多すぎる。正気とは思えない。

個々の問題ごとの事案となっており、全体の一体性に欠けていた。

設問が抽象的で、しかも小問にうまく区分けされていない

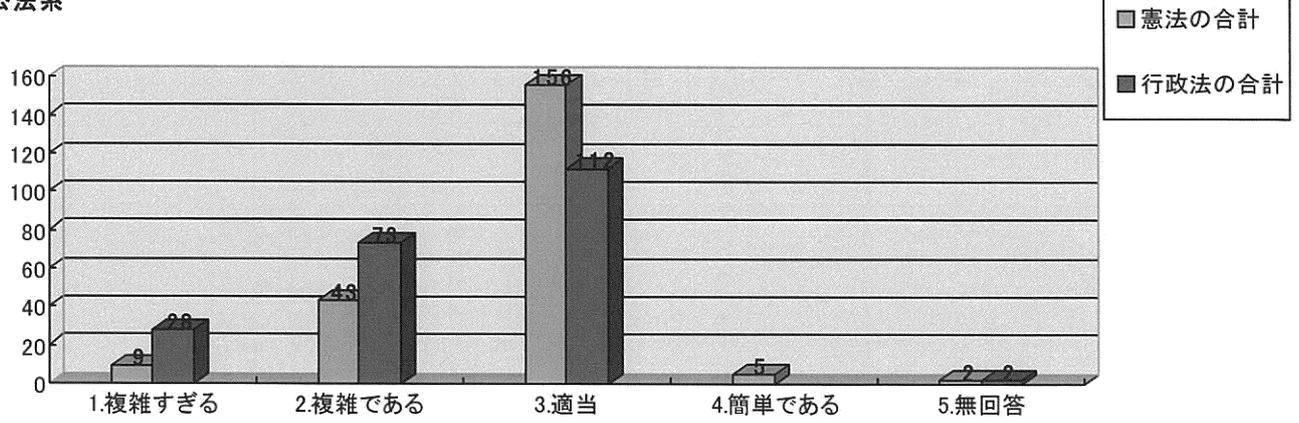
(2)-a- 出題形式が科目の融合問題や大問と小問の分けなど適切かについて

どの辺りが融合か不明だった。小問が多すぎた。

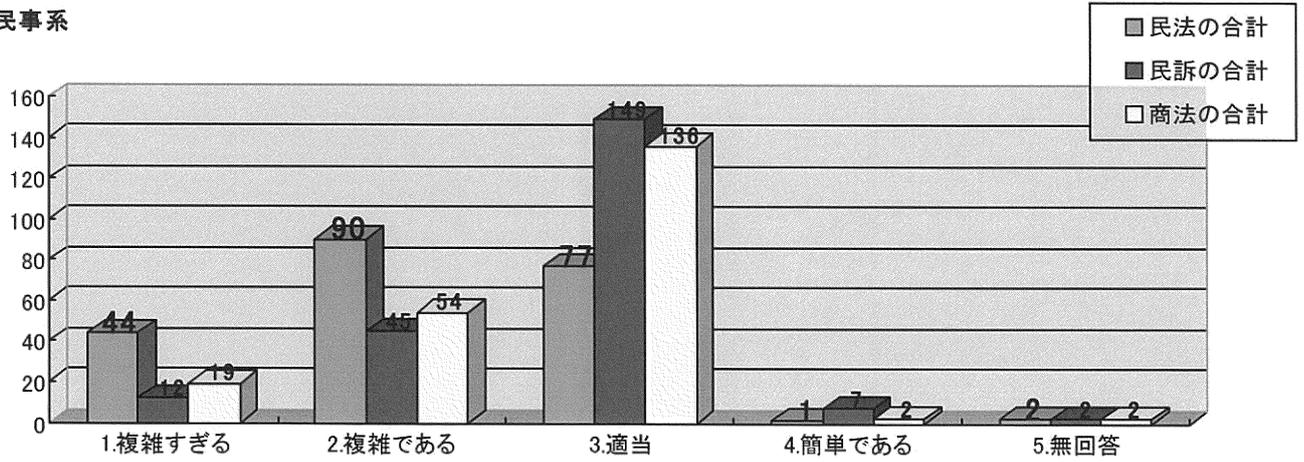
行政法は分けすぎ、商法は分けなさすぎで問題をときにくかった

(2)-b-問題事例の設定について

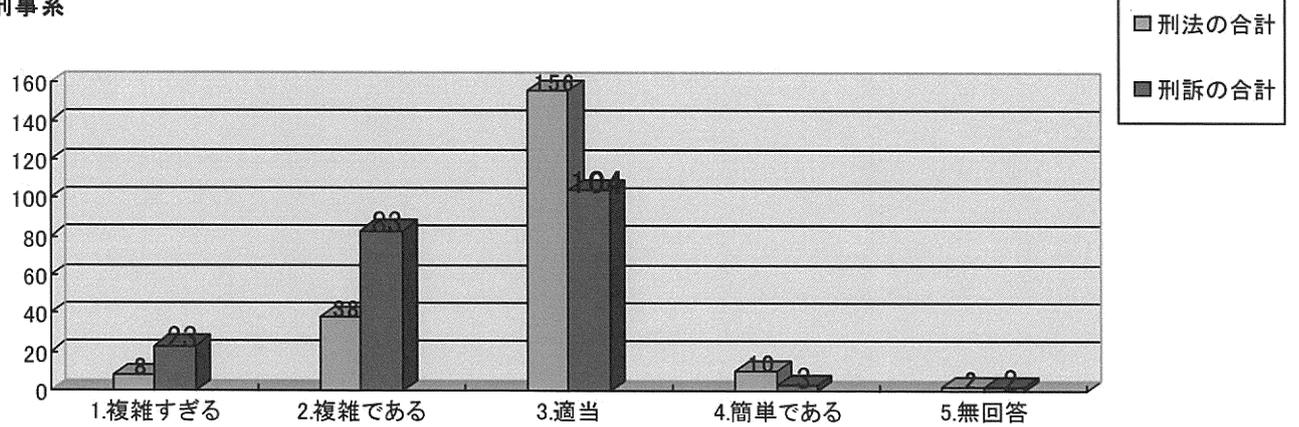
(2)-b-公法系



(2)-b-民事系

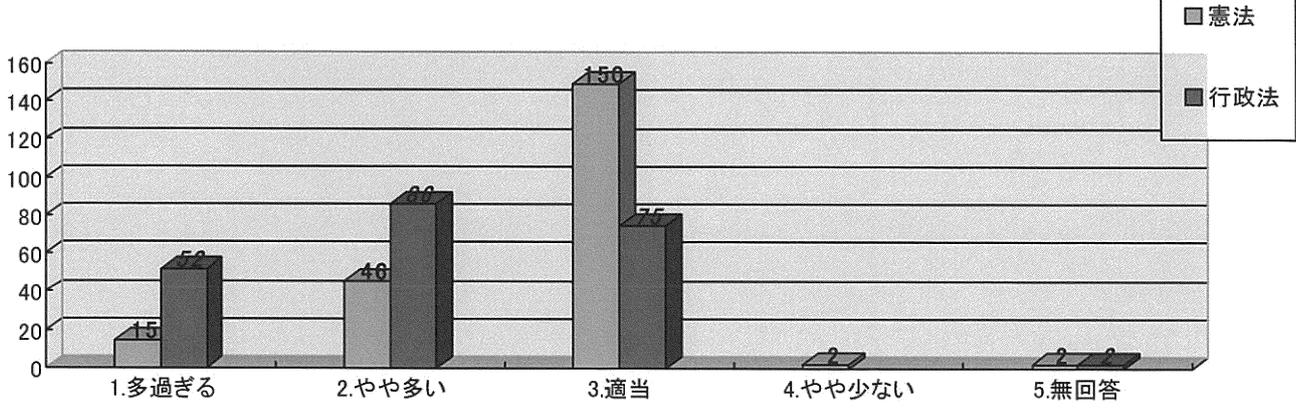


(2)-b-刑事系

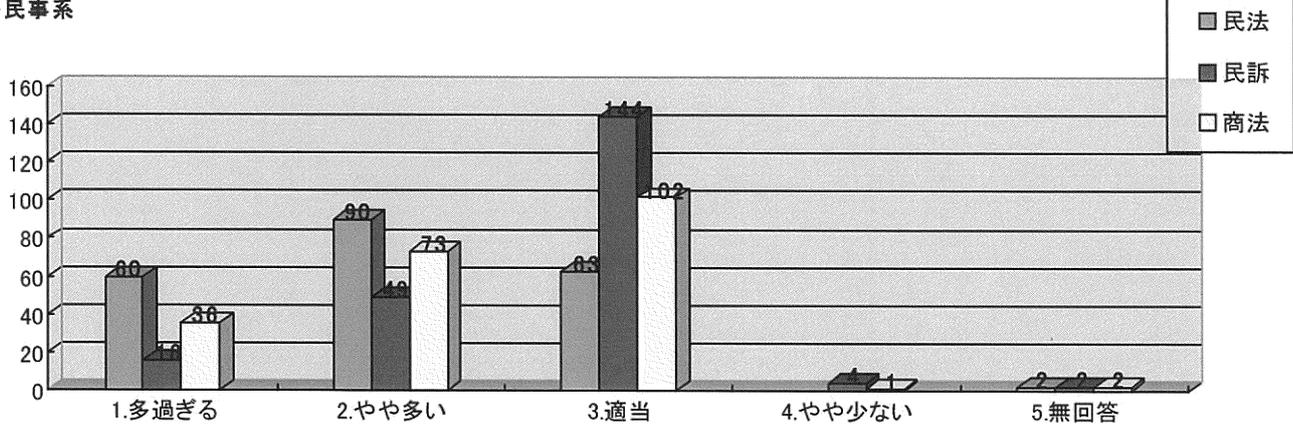


(2)-c-論点の数について

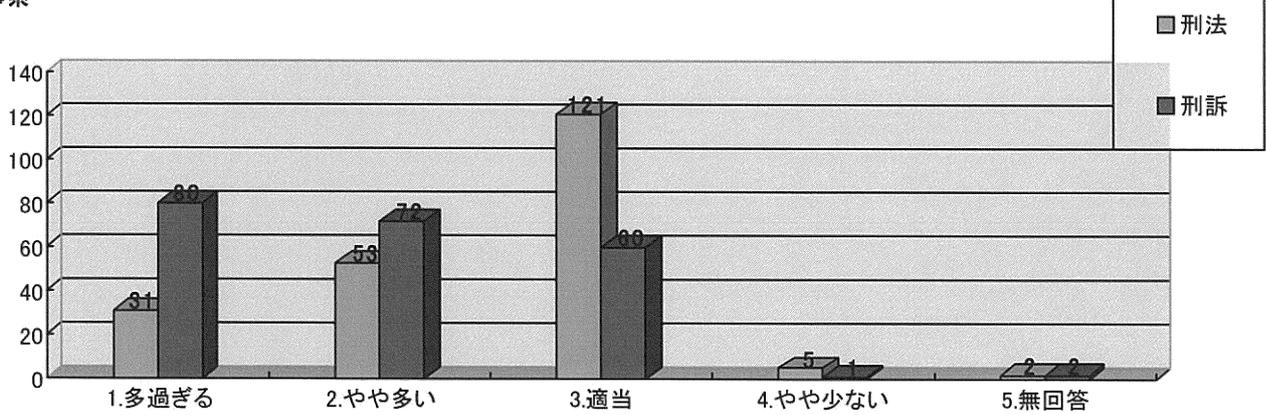
(2)-c-公法系



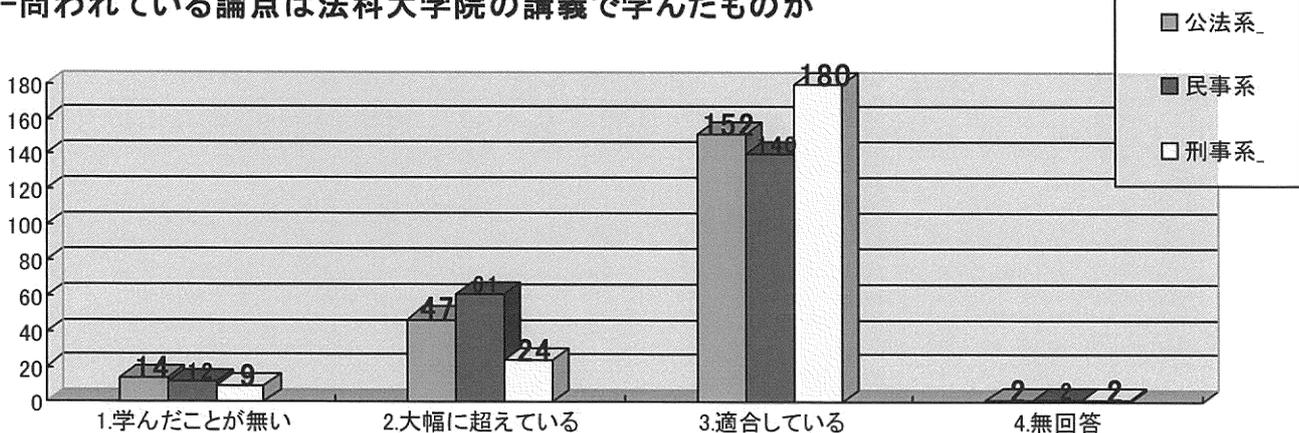
(2)-c-民事系



(2)-c-刑事系



(2)-d-問われている論点は法科大学院の講義で学んだものか



(2)-d-問われている論点は法科大学院の講義で学んだものか

